

公営企業職員の状況

地方公営企業法を全部適用する公営企業職員の給与費に関する状況について、次のとおり公表します。

≪水道事業≫

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)平成22年 度の総費用に占め る職員給与費比率
23年度	千円 6,505,619	千円 270,799	千円 571,864	% 8.8	% 9.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 100	千円 368,415	千円 69,746	千円 133,703	千円 571,864	千円 5,719	千円 6,350

- (注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 41.3	円 341,578	円 463,436
団体平均	歳 45.4	円 358,043	円 528,316

- (注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富 山 市	団 体 平 均
一人当たりの平均支給額 (平成23年度)	一人当たりの平均支給額 (平成23年度)
1,351千円	1,492千円
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分) (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 －月分 －月分 (－月分) (－月分) (加算措置の状況)

- (注) 1. () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当（平成24年4月1日現在）

富山市			団体平均		
一人当たりの平均支給額（平成23年度）			一人当たりの平均支給額（平成23年度）		
自己都合	26,793千円		15,252千円		
勸奨・定年					
（支給率）	（自己都合）	（勸奨・定年）	（支給率）	（自己都合）	（勸奨・定年）
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	－月分	－月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	－月分	－月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	－月分	－月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	－月分	－月分
その他の加算措置	退職手当の調整額 （0円～20,850円）×60月 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置		

（注）1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成24年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成23年度決算）	11,641千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	118,776円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
富山市	3%	98人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
23年度	千円 5,700	円 167,631	% 65.7

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成24年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	日額 300円
現場監督 技術指導 手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	日額 500円

危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	日額 250 円
用地交渉手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	日額 500 円
緊急出動手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	1 回当たり 2,000～2,200 円
災害対策業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務	日額 800 円

⑥ 時間外勤務手当

区 分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成 2 3 年度	千円 17,602	円 234,686
平成 2 2 年度	千円 22,871	円 289,506

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑦ その他の手当 (平成 2 4 年 4 月 1 日現在)

区 分	内容及び支給単価	支給実績 (2 3 年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 ① 1人につき 6,500 円 (そのうち 1人については、配偶者がいない場合は 11,000 円) ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1人につき 5,200 円を加算	千円 9,267	円 178,200

住居手当	(1)借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 手当額=家賃-9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 手当額=11,000 円+(家賃-20,000 円)/2 (最高限度額月 27,000 円) (2)自宅 月 2,700 円	千円 5,926	円 131,673
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 55,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円~24,200 円	千円 8,801	円 91,667
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	千円 10,329	円 688,589
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 470	円 21,329
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1 回 4,200 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6 時間以下の場合 1 回 6,000 円~12,000 円 ・6 時間超の場合 1 回 9,000 円~18,000 円	千円 0	円 0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に 11 月から 3 月まで支給 ・世帯主である職員 月 17,800 円(扶養親族有) 月 10,200 円(扶養親族無) ・その他の職員 月 7,360 円	千円 485	円 80,773

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

《工業用水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 平成 22 年 度の総費用に占め る職員給与費比率
23 年度	千円 378,743	千円 46,174	千円 21,646	% 5.7	% 5.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23 年度	人 4	千円 14,553	千円 1,908	千円 5,185	千円 21,646	千円 5,412	千円 6,332

- (注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成 24 年 3 月 31 日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 42.2	円 330,644	円 446,314
団体平均	歳 45.2	円 355,206	円 532,507

- (注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富 山 市		団 体 平 均	
一人当たりの平均支給額 (平成 23 年度)		一人当たりの平均支給額 (平成 23 年度)	
1,297 千円		1,492 千円	
(23 年度支給割合)		(23 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	— 月分	— 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況)	
役職加算	5 ~ 20%		

② 退職手当

富 山 市			団体平均		
一人当たりの平均支給額（平成20～23年度）			一人当たりの平均支給額（平成23年度）		
自己都合	133千円		8,252千円		
勸奨・定年					
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)	(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	－月分	－月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	－月分	－月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	－月分	－月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	－月分	－月分
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～20,850円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当（平成24年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成23年度決算）	456千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	163,877円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	4人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
	千円	円	%
23年度	200	49,875	100

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成24年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	日額 300円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	日額 300円
作業手当	給排水サービス課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	給・配水管の修繕業務に従事したとき	日額 500円

危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	日額 250 円
用地交渉手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	日額 500 円
緊急出動手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	1 回当たり 2,000～2,200 円
災害対策業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務	日額 800 円

⑥ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成23年度	451 千円	112,705 円
平成22年度	538 千円	134,527 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑦ その他の手当 (平成24年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	支給実績 (23年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 ① 1人につき 6,500 円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合は 11,000 円) ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1人につき 5,200 円を加算	453 千円	452,400 円

住居手当	(1)借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 手当額=家賃-9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 手当額=11,000 円+(家賃-20,000 円)/2 (最高限度額月 27,000 円) (2)自宅 月 2,700 円	千円 33	円 32,400
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 55,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円~24,200 円	千円 323	円 80,700
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	千円 0	円 0
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1 回 4,200 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6 時間以下の場合 1 回 6,000 円~12,000 円 ・6 時間超の場合 1 回 9,000 円~18,000 円	千円 0	円 0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に 11 月から 3 月まで支給 ・世帯主である職員 月 17,800 円(扶養親族有) 月 10,200 円(扶養親族無) ・その他の職員 月 7,360 円	千円 0	円 0

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。

《公共下水道事業》

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区 分	総費用 (A)	純 損 益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)平成22年 度の総費用に占め る職員給与費比率
23年度	千円 12,277,930	千円 1,015,610	千円 422,170	% 3.4	% 3.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体 平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 74	千円 275,703	千円 44,816	千円 101,651	千円 422,170	千円 5,705	千円 6,311

- (注) 1. 職員手当には退職給与金を含みません。
2. 職員数は、平成24年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富山市	歳 40.8	円 336,687	円 454,125
団体平均	歳 44.5	円 355,276	円 525,167

- (注) 1. 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当、勤勉手当

富 山 市		団 体 平 均	
一人当たりの平均支給額 (平成23年度)		一人当たりの平均支給額 (平成23年度)	
1,419千円		1,469千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6月分	1.35月分	—月分	—月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(—月分)	(—月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5~20%			

- (注) 1. () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当

富 山 市			団体平均		
一人当たりの平均支給額（平成20～23年度）			一人当たりの平均支給額（平成23年度）		
自己都合	14,849千円		13,280千円		
勸奨・定年					
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)	(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	－月分	－月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	－月分	－月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	－月分	－月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	－月分	－月分
その他の加算措置	退職手当の調整額 (0円～20,850円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置		

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年の退職者の平均額です。

③ 地域手当（平成24年4月1日現在）

地域手当支給実績（平成23年度決算）	9,671千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	122,417円		
支給対象地域（職種）	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
富山市	3%	80人	3%

④ 特殊勤務手当の支給実績

区 分	支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額	職員全体に占める 手当支給職員の割合
	千円	円	%
23年度	3,667	67,896	68.8

⑤ 特殊勤務手当の内容及び支給単価（平成24年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
未納料金等 整理手当	料金課、下水道課、各上下水道サービスセンターに勤務する職員	滞納整理業務、給水停止処分業務、給水停止解除処分業務、異常水量時等の査察業務及び苦情処理業務に従事したとき	日額 300円
現場監督 技術指導 手 当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	工事監督、技術指導、調査の業務に従事したとき	日額 300円
危険手当	給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	塩素、薬品等の危険物取扱業務、沈殿池清掃、高所作業等の危険な業務に従事したとき	日額 250円

用地交渉手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	土地の取得又は土地の取得に伴う物件移転について相手方と直接交渉する業務に従事したとき	日額 500 円
緊急出動手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	勤務時間外の緊急事故処理の業務に従事したとき	1 回当たり 2,000～2,200 円
下水道施設管理業務手当	下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	(1) 下水道の管渠、ポンプの清掃業務に従事したとき (2) 浄化センター業務に従事したとき	(1) 日額 800 円 (2) 日額 250 円
災害対策業務手当	経営企画課、契約出納課、料金課、給排水サービス課、水道課、下水道課、上下水道施設管理センター、各上下水道サービスセンター、流杉浄水場、浜黒崎浄化センター、水橋浄化センター、倉垣浄水園に勤務する職員	地震等災害地における応急復旧等の業務	日額 800 円

⑥ 時間外勤務手当

区 分	支給実績	職員一人当たり 平均支給年額
平成 2 3 年度	千円 18,208	円 280,117
平成 2 2 年度	千円 23,251	円 347,034

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑦ その他の手当 (平成 2 4 年 4 月 1 日現在)

区 分	内容及び支給単価	支給実績 (2 3 年度決算)	支給職員一人当たり の平均支給年額
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 1 人につき 6,500 円 (そのうち 1 人については、配偶者がいない場合は 11,000 円) ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき 5,200 円を加算	千円 9,957	円 209,922

住居手当	(1)借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 手当額=家賃-9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 手当額=11,000 円+(家賃-20,000 円)/2 (最高限度額月 27,000 円) (2)自宅 月 2,700 円	千円 2,961	円 68,860
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 (全額支給限度額 月 55,000 円) (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月 2,600 円~24,200 円	千円 7,296	円 95,993
管理職手当	管理職員に当該職の区分に応じて 104,200 円以内を支給	千円 9,877	円 759,750
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	千円 445	円 20,192
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×勤務時間	千円 0	円 0
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100Km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 1 回 4,200 円	千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6 時間以下の場合 1 回 6,000 円~12,000 円 ・6 時間超の場合 1 回 9,000 円~18,000 円	千円 0	円 0
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に 11 月から 3 月まで支給 ・世帯主である職員 月 17,800 円(扶養親族有) 月 10,200 円(扶養親族無) ・その他の職員 月 7,360 円	千円 303	円 60,520

(注) 制度については、一般行政職との異同はありません。